

「公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則及び下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則の一部を改正する規則（案）」に関する意見募集の結果について

令和５年１２月２５日
公正取引委員会

- １ 公正取引委員会では、行政手続のデジタル原則適合に向けた対応等のため、公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成１５年公正取引委員会規則第１号）及び下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則（平成１５年公正取引委員会規則第７号）の一部を改正することとし、改正案を令和５年１１月１日に公表し、同年１２月１日を期限として、広く意見を募集したところです。
- ２ 今回の意見募集では、１件の意見が提出されました。意見の概要及びそれに対する公正取引委員会の考え方は別紙１のとおりです。公正取引委員会では、意見を踏まえて慎重に検討した結果、原案を維持し、別紙２のとおり、前記１の各規則を改正し、これを公表することとしました。
なお、提出された意見は、公正取引委員会事務総局官房総務課において閲覧に供します。
- ３ 前記２の改正は、本日付けで公布し、施行されました。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局

「公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」関係

官房総務課 電話 ０３－３５８１－５４７１（内線２３８４）

「下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則」関係

取引部企業取引課 電話 ０３－３５８１－３３７３（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp>